

住所が滋賀県以外の方へのお願い

犯罪収益移転防止法により、預金口座を開設いただくには本人確認書類のご提示をいただいております。本人確認書類の住所と現在お住いの住所が違う方は、本人確認書類に加えて下記のいずれかの書類の原本をご準備いただきお近くの店舗にお越しくださいますようお願い申し上げます。

書類名	書類の有効期限等
<ul style="list-style-type: none">・ 国税または地方税の領収書または納税証明書・ 社会保険料の領収書・ 公共料金（電気、ガス、水道、固定電話、NHK）の領収書、または支払い証明書・ 官公庁から発行・発給された書類等で氏名・住所の記載があるもの（個人の場合に限る）	領収日付の押印 または発行年月日の記載のあるもので発行後6ヶ月以内のもの

また、当金庫は、地域密着型の協同組織金融機関です。滋賀県を中心に金融サービスの提供を行っており、滋賀県外へ転居される場合は転居される前までに、必ず当該預金口座をご解約いただきますようお願い申し上げます。なお、ご連絡が一定期間取れない場合には、当該預金口座のご利用が出来なくなる場合がございますのでご注意ください。